

横浜市内の障害児通所支援事業所
管理者 様

こども青少年局障害児福祉保健課

令和 3 年度・障害児通所支援事業等の人員、設備、運営等の基準の改正に伴う
各事業所における対応について（通知）

1 趣旨

令和 3 年 3 月の集団指導（書面開催）でご連絡したとおり、令和 3 年度に横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「基準条例」とします。）の改正がありました。

これを受けて、障害児通所支援の事業所（以下「事業所」とします。）におかれましては、以下のとおり、順次対応いただく必要がある事項についてご連絡します。

あわせて、これまでの 制度改正を踏まえた確認事項 についてもご連絡します。

2 基準条例の改正事項の確認及び各事業所での対応が必要な事項

(1) 虐待等の禁止（基準条例第 46 条）

ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」とします。）の開催

虐待防止委員会を年 1 回、定期的で開催できるようにするなど、以下のとおり必要な措置を実施してください。

	従前	R3.4改正	必要な対応
①虐待の禁止	義務	義務	
②虐待防止にかかる担当者の設置	(規定なし)	義務	R3 年度中に準備、 R4 年度から実施
③従業者に対し、研修を定期的実施			
④事業所における虐待防止委員会（※）の開催 及びその結果について、従業者に周知徹底			

(※) 虐待防止委員会は、後述 (2) の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」と一体的な運営が認められています。

イ 運営規程の改正

(ア) 各事業所の運営規程においては『虐待の防止のための措置に関する事項』として、従前の

- ① 虐待防止に関する責任者の設置
- ② 苦情解決体制の整備
- ③ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施（研修方法や研修計画など）

に加え、今回の改正に伴う

- ④ 虐待防止委員会の設置等に関すること

について、定めておく必要があります（基準条例第 38 条及び基準省令解釈通知）。

令和 4 年 3 月までに、上記 ア に合わせて、運営規程を改正してください。

(イ) 通常、運営規程の改正は本市への変更届の提出を要する事項ですが、改正理由が今回の対応のみである場合に限って、変更届は省略しても差し支えないものとします。また、令和4年4月に予定している、例年の「体制の届出」において、上記アにある「必要な対応」の対応状況について、確認させていただく予定です。

(2) 身体拘束等の適正化（基準条例第45条）

従来への取扱いに加えて、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するなど、以下のとおり必要な措置を実施してください。

なお、令和5年4月からは、これらの措置が未実施の場合に「身体拘束廃止未実施減算」の適用となります。

	従前	R3.4改正	必要な対応
①生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為の禁止	義務	義務	/
②やむを得ず身体拘束等を行う場合、状況、時間、障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由などの記録			
③身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（※）の開催及びその結果について、従業者に周知徹底	(規定なし)	義務	R3 年度中に準備、 R4 年度から実施
④身体拘束等の適正化のための指針の整備			
⑤従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施			

(※) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会は、前述(1)の「虐待防止委員会」と一体的な運営が認められています。

【参考】 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf>

- ・虐待防止委員会に関すること p. 17～
- ・身体拘束に関すること p. 34～

(3) 感染症対策等の強化（基準条例第42条第2項） 経過措置：令和6年3月末まで

食中毒の予防及び感染症のまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施をしてください。

【参考】 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（通所系）

https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/1225_tuusyo-2_s.pdf

【参考】 感染症対策等の対応訓練について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf>

(4) 業務継続に向けた取組の強化（基準条例第 39 条の 2） **経過措置：令和 6 年 3 月末まで**

感染症や災害が発生した場合にも、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練を実施してください。

【参考】新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画（通所系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000712950.doc>

(5) 非常災害対策の強化（基準条例第 41 条） **努力義務**

災害への対応においては、

- ① 消火設備その他非常災害に必要な設備を設ける、
- ② 非常災害に対する具体的な計画作成、
- ③ 非常災害の発生時の関係機関への連絡体制の整備と定期的な従業員への周知、
- ④ 避難訓練の実施、
- ⑤ 救出その他必要な訓練の実施

に加え、新たに、

- ⑥ 地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう、連携に努めること

が必要となります。

(6) ハラスメント対策の強化（基準条例第 39 条第 4 項） **期限等なし**

安心して働くことのできる職場環境・労働環境を整える観点から、法人内に相談窓口を設置するなどの、適切な就業環境維持（ハラスメント対策）を行ってください。

【参考】『職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！』

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000611025.pdf>

3 制度改正を踏まえた確認事項

特に重要

(1) 児童発達支援管理責任者の研修体系の変更（平成 31 年 4 月改正）

ア 令和 4 年度からの注意事項

令和 31 年度以降お伝えしてきたとおり、児童発達支援管理責任者（以下「児発管」とします。）の要件を満たすための研修体系が変更されています。

これについて、下記 ①～③ を基に、別紙を確認の上、各事業所に配置の児発管が、必要な研修を受講できているか又は今後受講すべき研修を把握できているか、ご確認ください。

また、下記 ③ のとおり、現在は、実務経験の要件を満たす基礎研修修了者であれば児発管として配置できます。しかし、令和 4 年度以降に、新たに基礎研修修了者となった場合、さらに実践研修を修了するまで、児発管として配置できなくなります。

①	H31. 3. 31 以前に、 児発管の要件を満たしていた方	令和 6 年 3 月 31 日までに、更新研修を受講
②	H31. 4. 1～R4. 3. 31 の間に、 基礎研修修了者になった方	基礎研修修了者となった日から 3 年経過するまでの間に、実践研修を受講 ※ 上記の間は、児発管とみなすことができる。
③	R4. 4. 1 以降、 基礎研修修了者になる方	基礎研修修了者となった日から 3 年経過するまでの間に、実践研修を受講 ※ 上記 ② と異なり、実践研修を修了まで、 児発管として配置することはできない。

イ 各事業所における児発管要件確認状況の報告

状況把握のため、下記のとおり、各事業所における児発管の要件の充足状況について、報告をお願いします。

なお、これによって本市が児発管の要件確認を保証するものではありません。各事業所の責任において、確認をお願いします。

【URL】 [横浜市障害児通所支援事業所 児童発達支援管理責任者の配置状況報告について](https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1636603984753)

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1636603984753>

ウ 児発管不在時の取扱い（従来どおりの事務の確認）

(ア) 通常通り、児発管欠如の旨、令和 4 年 4 月の体制届等によって変更届を提出してください。

(イ) 最低の人員配置基準を満たさないため、児発管が欠如している間、「児童指導員等加配加算」及び「専門的支援加算」は、算定できません。（サービス提供人員が欠如している間も同様）

- ・現在、児発管として配置されている方は、この研修体系の変更の影響を必ず受けます。対応不要の方はいませので、ご確認ください。
- ・各法人におかれましては、児発管として配置できるようになるまでに時間を要するようになること、それに伴い人材募集は厳しさが増すことを想定していただき、計画的な人材育成、適性ある職員による人員体制の確保と事業の展開に努めてくださいますようお願いいたします。

(2) 児童発達支援及び放課後等デイサービスの人員配置基準の改正

人員基準の厳格化によりサービスの質を向上させる観点から、以下が変更されています。

① 置くべき従業者の要件から、障害福祉サービス経験者を削除

※ 令和3年4月1日までに指定を受けた事業所に限り、令和5年3月31日までの経過措置あり。

② 人員配置基準中、日常生活を送るうえで恒常的に医療的ケアを必要とする障害児に医療的なケアを行う場合、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を置くことを義務化

※ 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合などは置かないことができますこととします。

(3) 重要事項の備え付け（基準条例第44条）

利用者の利便性の向上等の観点から、運営規程、指定書等の重要事項などの掲示方法について、閲覧可能な形（ファイル等）で備え付け、自由に閲覧させることで掲示に代えることができると、明記しました。

(4) テレビ会議等の活用（基準条例第28条、42条、45条、46条）

業務の効率化や感染防止の観点から、各事業所で支援員等が集まって行う、個別支援計画等の作成のための会議について、テレビ電話等を活用した会議等での開催を可とします。

なお、個別支援計画作成・説明のための保護者との面談を、現在オンラインでも可とされているのは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点による臨時的な取扱いによるものです。今後の国の事務連絡等が発出された場合、取扱いが変わることがありますので、ご注意ください。

(5) 電磁的記録等について（基準条例第93条）

ア 作成等の行為のうち、条例中書面で行うことが規定されているもの又は想定されているものについて、書面に代えて電磁的記録（データ等での保管等）により行うことができることとします。

イ 交付、説明等の行為のうち、条例中書面で行うことが規定されているもの又は想定されているものについて、相手方の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法（メール等）によることができることとします。

担当：こども青少年局障害児福祉保健課

電話：671-4274

児童発達支援管理責任者の要件

別紙

※平成31年4月1日以降告示改正に係る変更後

R3.11版

児童発達支援管理責任者として従事するには、厚生労働省の定める実務経験と研修の修了が必要です。

A 平成31年3月31日までに2つの研修を受講済みの場合

2つの研修とは・・・

1 サービス管理責任者補足研修(2日間)

又は、以下の①若しくは②に該当

- ①平成17年度までの「障害者ケアマネジメント研修」及び平成19年度までの「相談支援従事者研修(追加研修)」の両方を受講済み
- ②平成19年度までの「相談支援従事者初任者研修(補足研修)」を受講済み

2 児童発達支援管理責任者研修

又はサービス管理責任者研修を受講済み



実務経験
(詳細は以降を参照)



児発管として
配置可能



令和6年3月31日までの間に

・「児童発達支援管理責任者更新研修」を受講(注3)

(サービス管理責任者更新研修の受講でも可)

(注3) 2回目以降の児発管更新研修の受講要件

- ・現に管理者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員として従事している。
- ・研修開始日前5年間に於いて上記業務に2年以上従事している。

※ 期日までに更新研修修了者とならなかった場合は、実践研修(下記「ステップ2」参照)を改めて受講

B 平成31年3月31日までに2つの研修を受講済みでない場合

ステップ1: 「基礎研修修了者」になる

平成31年3月31日時点の研修受講状況により・・・

パターン① サビ管補足研修のみ受講済みの場合

- ・児童発達支援管理責任者**基礎研修**を受講(注1)
(サービス管理責任者基礎研修の受講でも可)

パターン② 児発管研修のみ受講済みの場合

- ・サービス管理責任者補足研修を受講

パターン③ いずれの研修も受講していない場合

- ・サービス管理責任者補足研修
 - ・児童発達支援管理責任者**基礎研修**(注1)
- を受講
(サービス管理責任者基礎研修の受講でも可)



実務要件を満たしていないが、2年以内に必要な年数に達することができる



「**基礎研修修了者**(※)として業務可能

(※) **基礎研修修了者**
常勤の児発管が配置されている事業所において、アセスメント及び個別支援計画の原案作成を行うことができる。



実務経験あり

令和4年3月31日以前に基礎研修修了者となった場合
なった日から3年間は、児発管として配置可能

令和4年4月1日以降に基礎研修修了者となった場合
実践研修を受けてから、児発管として配置可能

(注1) 児発管基礎研修の受講要件

- ・実務要件を満たしている
(満たしていない場合)
- ・2年以内に必要な年数に達することができる



基礎研修修了者となった日から3年を経過するまでの間に

ステップ2: 児童発達支援管理責任者**実践研修**を受講(注2)

(サービス管理責任者実践研修の受講でも可)

(注2) 児発管実践研修の受講要件

- ・「基礎研修修了者となった後、通算して2年以上相談支援業務又は直接支援業務に従事している。



実践研修を修了した年度の翌年度を初年度として5年度ごとの各年度の末日までに

ステップ3: 「児童発達支援管理責任者更新研修」を受講(注3)

(サービス管理責任者更新研修の受講でも可)

※ 期日までに更新研修修了者とならなかった場合は、実践研修を改めて受講

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験の範囲と必要経験年数

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数	
① 相談支援業務	ア 相談支援事業に従事する者 地域生活支援事業 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業	通算5年以上（ うち*のない業務経験が通算3年以上 ）	
	イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 児童相談所 児童家庭支援センター 身体障害者更生相談所 精神障害者社会復帰施設 知的障害者更生相談所 福祉事務所 発達障害者支援センター		地域保健法に基づく保健所 市町村
	ウ 施設等において相談支援業務に従事する者 障害児入所施設 乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 障害者支援施設 精神保健福祉センター		救護施設* 更生施設* 老人福祉施設* 介護老人保健施設* 地域包括支援センター* 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 身体障害者更生施設 身体障害者福祉ホーム 身体障害者福祉センター 知的障害者授産施設 知的障害者更生施設 知的障害者通勤寮 知的障害者福祉ホーム 知的障害児施設 第一種自閉症児施設 第二種自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設（入所、通所） 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児） 知的障害者地域生活援助 精神障害者地域生活援助 地域就労援助センター 市町村から補助又は委託を受けている作業所等
	エ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター		
	オ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）において相談支援の業務に従事する者 幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校 高等専門学校		
カ 医療機関において相談支援業務に従事するもので、次の※の(1)～(4)のいずれかに該当する者 病院 診療所 ※(1)社会福祉主事任用資格者 (2)訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上に相当する研修修了者 (3)後述③・有資格者等、イに該当する国家資格等を有する者 (4)上述①・相談支援業務、ア～オの実務経験年数が1年以上の者			

業務の種類	業務の範囲	必要経過年数																																																															
② 直接支援業務	<p>ア 施設等において介護業務に従事する者</p> <table border="0"> <tr> <td>障害児入所施設</td> <td>老人福祉施設*</td> <td>身体障害者療護施設</td> </tr> <tr> <td>助産施設</td> <td>介護老人保健施設*</td> <td>身体障害者授産施設</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>病院又は診療所の</td> <td>身体障害者更生施設</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>療養病床関係病室*</td> <td>身体障害者福祉ホーム</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td></td> <td>身体障害者福祉センター</td> </tr> <tr> <td>幼保連携型認定こども園</td> <td></td> <td>知的障害者授産施設</td> </tr> <tr> <td>児童厚生施設</td> <td></td> <td>知的障害者更生施設</td> </tr> <tr> <td>児童家庭支援センター</td> <td></td> <td>知的障害者通勤寮</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設</td> <td></td> <td>知的障害者福祉ホーム</td> </tr> <tr> <td>児童心理治療施設</td> <td></td> <td>知的障害児施設</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td></td> <td>第一種自閉症児施設</td> </tr> <tr> <td>障害者支援施設</td> <td></td> <td>第二種自閉症児施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>知的障害児通園施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>盲ろうあ児施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>肢体不自由児施設(入所、通所)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>肢体不自由児療護施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>重症心身障害児施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>知的障害者地域生活援助</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>精神障害者地域生活援助</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>地域就労援助センター</td> </tr> </table>	障害児入所施設	老人福祉施設*	身体障害者療護施設	助産施設	介護老人保健施設*	身体障害者授産施設	乳児院	病院又は診療所の	身体障害者更生施設	母子生活支援施設	療養病床関係病室*	身体障害者福祉ホーム	保育所		身体障害者福祉センター	幼保連携型認定こども園		知的障害者授産施設	児童厚生施設		知的障害者更生施設	児童家庭支援センター		知的障害者通勤寮	児童養護施設		知的障害者福祉ホーム	児童心理治療施設		知的障害児施設	児童自立支援施設		第一種自閉症児施設	障害者支援施設		第二種自閉症児施設			知的障害児通園施設			盲ろうあ児施設			肢体不自由児施設(入所、通所)			肢体不自由児療護施設			重症心身障害児施設			指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)			知的障害者地域生活援助			精神障害者地域生活援助			地域就労援助センター	通算8年以上(うち*のない業務経験が通算3年以上)
	障害児入所施設	老人福祉施設*	身体障害者療護施設																																																														
	助産施設	介護老人保健施設*	身体障害者授産施設																																																														
	乳児院	病院又は診療所の	身体障害者更生施設																																																														
	母子生活支援施設	療養病床関係病室*	身体障害者福祉ホーム																																																														
保育所		身体障害者福祉センター																																																															
幼保連携型認定こども園		知的障害者授産施設																																																															
児童厚生施設		知的障害者更生施設																																																															
児童家庭支援センター		知的障害者通勤寮																																																															
児童養護施設		知的障害者福祉ホーム																																																															
児童心理治療施設		知的障害児施設																																																															
児童自立支援施設		第一種自閉症児施設																																																															
障害者支援施設		第二種自閉症児施設																																																															
		知的障害児通園施設																																																															
		盲ろうあ児施設																																																															
		肢体不自由児施設(入所、通所)																																																															
		肢体不自由児療護施設																																																															
		重症心身障害児施設																																																															
		指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)																																																															
		知的障害者地域生活援助																																																															
		精神障害者地域生活援助																																																															
		地域就労援助センター																																																															
<p>イ 事業所等において介護業務に従事するもの</p> <table border="0"> <tr> <td>障害児通所支援事業</td> <td>老人居宅介護等事業*</td> <td>身体障害者居宅介護</td> </tr> <tr> <td>児童自立生活援助事業</td> <td></td> <td>知的障害者居宅介護</td> </tr> <tr> <td>放課後児童健全育成事業</td> <td></td> <td>児童居宅介護</td> </tr> <tr> <td>子育て短期支援事業</td> <td></td> <td>精神障害者居宅介護</td> </tr> <tr> <td>乳児家庭全戸訪問事業</td> <td></td> <td>身体障害者デイサービス</td> </tr> <tr> <td>養育支援訪問事業</td> <td></td> <td>児童デイサービス</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援拠点事業</td> <td></td> <td>知的障害児施設</td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業</td> <td></td> <td>第一種自閉症児施設</td> </tr> <tr> <td>小規模住居型児童養育事業</td> <td></td> <td>第二種自閉症児施設</td> </tr> <tr> <td>家庭的保育事業</td> <td></td> <td>知的障害児通園施設</td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業</td> <td></td> <td>盲ろうあ児施設</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育事業</td> <td></td> <td>肢体不自由児施設(入所、通所)</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育事業</td> <td></td> <td>肢体不自由児療護施設</td> </tr> <tr> <td>病児保育事業</td> <td></td> <td>重症心身障害児施設</td> </tr> <tr> <td>子育て援助活動支援事業</td> <td></td> <td>指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス事業</td> <td></td> <td>知的障害者地域生活援助</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>精神障害者地域生活援助</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>市町村から補助または委託を受けている作業所等</td> </tr> </table>	障害児通所支援事業	老人居宅介護等事業*	身体障害者居宅介護	児童自立生活援助事業		知的障害者居宅介護	放課後児童健全育成事業		児童居宅介護	子育て短期支援事業		精神障害者居宅介護	乳児家庭全戸訪問事業		身体障害者デイサービス	養育支援訪問事業		児童デイサービス	地域子育て支援拠点事業		知的障害児施設	一時預かり事業		第一種自閉症児施設	小規模住居型児童養育事業		第二種自閉症児施設	家庭的保育事業		知的障害児通園施設	小規模保育事業		盲ろうあ児施設	居宅訪問型保育事業		肢体不自由児施設(入所、通所)	事業所内保育事業		肢体不自由児療護施設	病児保育事業		重症心身障害児施設	子育て援助活動支援事業		指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)	障害福祉サービス事業		知的障害者地域生活援助			精神障害者地域生活援助			市町村から補助または委託を受けている作業所等											
障害児通所支援事業	老人居宅介護等事業*	身体障害者居宅介護																																																															
児童自立生活援助事業		知的障害者居宅介護																																																															
放課後児童健全育成事業		児童居宅介護																																																															
子育て短期支援事業		精神障害者居宅介護																																																															
乳児家庭全戸訪問事業		身体障害者デイサービス																																																															
養育支援訪問事業		児童デイサービス																																																															
地域子育て支援拠点事業		知的障害児施設																																																															
一時預かり事業		第一種自閉症児施設																																																															
小規模住居型児童養育事業		第二種自閉症児施設																																																															
家庭的保育事業		知的障害児通園施設																																																															
小規模保育事業		盲ろうあ児施設																																																															
居宅訪問型保育事業		肢体不自由児施設(入所、通所)																																																															
事業所内保育事業		肢体不自由児療護施設																																																															
病児保育事業		重症心身障害児施設																																																															
子育て援助活動支援事業		指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)																																																															
障害福祉サービス事業		知的障害者地域生活援助																																																															
		精神障害者地域生活援助																																																															
		市町村から補助または委託を受けている作業所等																																																															
<p>ウ 医療機関等において介護業務に従事する者</p> <p>保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所</p>																																																																	
<p>エ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事するもの</p> <p>特例子会社* 助成金受給事業所*</p>																																																																	
<p>オ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)</p> <p>幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校 高等専門学校</p>																																																																	

業務の種類	有資格者等の範囲	必要経験年数
③ 有資格者等	<p>ア 次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められるもの(⇒ホームヘルパー2級以上の資格) (3) 保育士又は国家戦略特別区域限定保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者 	<p>(うち①+②の経験が通算3年以上業務経験が)</p>
	<p>イ 国家資格等(下記)による業務に5年以上従事している者</p> <p>(国家資格等) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士</p>	<p>(うち①+②の経験が通算3年以上業務経験が)</p>

注意事項

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

(例)5年以上の実務経験＝従事した期間が5年間、かつ、実際に従事した日数が900日以上